

第1回定例会

(会期：令和6年2月9日～3月18日)

議決した案件

議案の内訳

- 条例案…15件 ●予算案…26件 ●同意案…2件 ●諮問…5件
 ●その他…4件 ●委員会提出議案…1件 ●議員提出議案…1件 ●議長発議…1件
 (●全会一致可決…46件 ●賛成多数可決…9件)

議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号 ▼	会派名	清新の会							創志会					市民クラブ				未来の風				公明党			創生会			日本共産党	真政倶楽部			
	議員名	上岡裕明	大下博隆	田坂武文	貞岩敬	北林光昭	重森佳代子	乗越耕司	上田秀	向井哲浩	中曽久勝	岡田育三	玉川雅彦	奥谷求	小池恵美子	落海直哉	景山浩	中川修	石原賢治	鍋島勢理	木村輝江	山田学	鈴木英士	下向智恵子	原田栄二	坂元百合子	片山貴志	岩崎和仁	牧尾良二	谷晴美	宮川誠子	
議案第12号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第17号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第20号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第33号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第37号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第38号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第39号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第50号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第52号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

※「議」は議長「○」は賛成「×」は反対「欠」は欠席

【表決が分かれた議案名】

- 議案第12号 東広島市工場立地法地域準則条例の制定について
 議案第17号 東広島市国民健康保険税条例の一部改正について
 議案第20号 東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の一部改正について
 議案第33号 令和6年度東広島市一般会計予算
 議案第37号 令和6年度東広島市国民健康保険特別会計予算
 議案第38号 令和6年度東広島市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第39号 令和6年度東広島市介護保険特別会計予算
 議案第50号 令和6年度東広島市下水道事業会計予算
 議案第52号 東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について



議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、こちらのQRコードからご覧いただけます。

政府・国会に意見書を提出しました

本市の瀬野川水系及びその流域にある地下水から、国が定める暫定指針値を大幅に超える有機フッ素化合物（※PFOS等）が検出されています。そうした地域に住まわれる方々の不安解消につなげるため、必要な対策を求める意見書を政府・国会に提出しました。

意見書の全文

有機フッ素化合物に関する対策を求める意見書

令和5年12月、東広島市西部を流れる瀬野川水系の河川において、暫定指針値を超える有機フッ素化合物（PFOS・PFOA。以下、「PFOS等」という。）が検出された。また、その後の追加調査で、本市に立地する在日米陸軍川上弾薬庫近傍の水路から暫定指針値を大幅に超える4,000ng/Lの値が、同じく同弾薬庫敷地内から流れ出る瀬野川の流域にある飲用中の地下水から暫定指針値の300倍を超える15,000ng/Lの値が検出されており、住民からは、その影響に関する不安や対策を求める声が上がっている。

地方公共団体として、こうした不安の声に応える必要があるが、PFOS等が人体等に与える影響が明確になっていないことに加え、在日米陸軍からは有益な情報が得られず、未だ汚染原因が特定できていないことから、対応に苦慮している。

国においては、現在も知見の集約や対策の検討が進められているところであるが、健康影響への不安を抱える関係住民の安全・安心のため、早急な対応が求められる。

よって、東広島市議会は、国において、次の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 米軍に対し、川上弾薬庫でのPFOS等に関する情報の公表及び必要な対応を強く求めること。
 - ・ PFOS等を含有する泡消火剤の保有期間を公表すること
 - ・ 川上弾薬庫内において、水質調査を実施し、その結果を公表すること
 - ・ 原因が川上弾薬庫内にあると考えられる場合、今後の対応方針を公表すること
- 2 PFOS等の毒性、健康影響について情報提供するとともに、検出された地域を対象とした実態調査等を行うこと。
 - ・ 高濃度のPFOS等が検出された地域の住民を対象とした健康診断等を継続して行うこと
 - ・ 住民からの健康相談に応じるための情報を提供すること
 - ・ 体内への蓄積量を調べるための血液検査結果に基づく対応策を早期に明らかにすること
 - ・ 高濃度のPFOS等が検出された地域を対象とした実態調査や専門家によるリスク評価を早期に行うこと
 - ・ 日常生活における※曝露防止対策について、知見を集約し情報提供すること
- 3 PFOS等の土壌や農作物等への影響を早急に明らかにするとともに、必要な対策を検討すること。
- 4 発生源の特定のための調査や汚染除去等の対策について、必要な方法を示すこと。
- 5 地方公共団体が行うPFOS等の対策について必要な支援を行うこと。

○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣
防衛大臣

議案の提出議員への質疑

Q PFOS等が検出された地域住民から生の声を聴いていると思うが、そうした住民の声を受け、提出議員としてどのように考えているのか。

A 執行部は迅速かつ適切な対応を行っているが、地方公共団体の対応には限界がある。国に支援をお願いして、早期の解決につなげたいとの思いから、本件議案を提出したものである。

本会議での討論

賛成

本市瀬野川水系で有機フッ素化合物が検出されたことに対し、執行部が原因究明をはじめ、早急な対策を進めている。本市議会としても強力な後押しを迅速にすべきと考え、賛成する。

※PFOS PFAS（19ページをご参照ください）の一種であり、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などさまざまな製品に使われてきた。危険で有害なものに身体がさらされること。

〈議案第53号〉

令和5年度一般会計補正予算(第10号)を可決しました

本市内の瀬野川水系で有機フッ素化合物が検出されたことを受け、水質などの検査継続や飲料水の確保及び市民の健康不安の軽減を図るための健康診断などを行うため、総額に5590万8千円を追加し、補正後の総額を988億3099万2千円とする令和5年度一般会計補正予算(第10号)を可決しました。

補正予算(第10号) 補正額 5,590万8千円

●瀬野川水系等における汚染状況を把握するとともに、地域住民の安全・安心を確保するための支援を行います。

- ・有機フッ素化合物環境調査検討委員会の運営
- ・井戸水及び河川等の水質検査
- ・地域住民の飲料水の確保及び上水道の敷設支援

5,018万8千円

●地域住民等の健康不安を軽減するため、臨時に健康診断を実施します。

- ・上水道の敷設を支援する世帯の世帯員及び事業所従事者等を対象とした臨時健康診断の実施

472万円

●対象地域における農業用水及び土壌への影響を調査することにより、営農に対する影響を把握します。

- ・対象地域における農業用水の水質検査及び土壌検査

100万円

委員会での主な質疑

Q 水道敷設費用について、市が負担する助成割合はどの程度か。

A 公道上の水道本管から、宅地内の第1止水栓までの敷設費用を市が全額負担するものである。

Q 何世帯が水道敷設費用の助成対象なのか。

A 井戸水で基準を超過した地点と、その超過をした集落の中にある世帯、近隣の世帯と合わせて17世帯を想定している。

Q 作付け期が迫っているが、農業用水及び農地への影響調査について、調査結果の判明にはどの

程度の時間を要するのか。また、農家にはどのような指導を行うのか。

A 調査結果の判明には3週間から1ヶ月程度の時間を要するものと見込んでいる。調査結果はできるだけ早く農家にお伝えしたいと考えており、JA等の関係機関と連携し、農家への作付け指導に取り組みたい。

Q 今回の健康診断について、対象者は何名程度で、仮に健康診断において悪性腫瘍等が見つかった場合、治療費は誰が負担するのか。

A 健康診断の対象者は、概ね90名の方を想定している。また発癌等は、様々な要因で発生するものであり、※PFOS等との因果関係が明確に示されていないことから、現時点では治療費の公費負担は困難と考えている。

※PFOS 6ページをご参照ください。

〈議案第33号〉

令和6年度一般会計予算を可決しました

すべての市民が「ウェル・ビーイング」（幸福感）を感じられる「やさしい未来都市東広島」の実現を目指して編成された令和6年度の一般会計予算を可決しました。「人口減少地域総合対策」、「こどもの健やかな成長のための環境づくり」、「地域共生社会

の実現」について、組織や施策を横断する取組みを推進し、相乗効果を図るとともに、6つの重点施策に注力していく『2050年に向けて、次世代学園都市元年！』を目指した予算となっています。

委員会での主な質疑

地域経済の好循環構築のため、生産活動の活性化、所得の向上、消費の拡大の3つの視点に関し、どのような取組みに注力するかとし予算化したのか。

A

生産活動の活性化に関しては産業団地の戦略的な確保や多様な担い手確保のための就農支援などを、所得の向上に関しては民間企業と連携した市内商品の販売促進などを、消費の拡大に関しては地域内経済循環に向けた地域の取組みの支援などを予算化したところである。

Q

防災用品購入補助について対象となる避難行動要支援者が活用しやすい制度となるよう、申請方法等の配慮が必要ではないか。

※SDGs

DX

2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
デジタルトランスフォーメーションの略。進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

令和6年度一般会計予算

総額986.3億円

「第五次東広島市総合計画」に掲げる6つの重点施策（一部抜粋）

1 命と暮らしを守る体制の整備

災害死ゼロを目指した防災対策 30.9億円
総合的な医療体制・救急医療の強化 3億円

2 仕事と生活価値を創造する基盤づくり

中小企業者の活性化 1.6億円
成長産業の集積と新たな企業立地、投資の促進 18.1億円
豊かな農村生活の実現と農業の生産性向上 5.7億円
東広島ブランドの確立 1.3億円

3 誰ひとり取り残さない多様性と調和社会の実現

誰ひとり取り残さない支援体制の充実 7.2億円
安心して子どもを産み育てられるまちづくり 27.5億円
国際色豊かなまちの形成 0.2億円

4 多彩な地域の特徴を生かしたまちづくり

地域別計画の推進による地域の誇りの創出 14.2億円
希望ある未来へ挑戦するプロジェクトの展開 2.1億円

5 時代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 7.0億円
地域・大学・企業等との特色ある教育活動の協働 4.9億円
さらなる幼児教育・保育の質の向上 0.2億円

6 持続可能な次世代環境都市の構築

脱炭素化の推進 1.9億円
豊かな自然環境の保全と活用 0.8億円
ごみの減量化プロジェクトの推進 0.6億円

＜一般会計予算全体から各関連予算を抽出＞

・生活関連事業の効果的な推進 176.5億円
・※SDGs 未来都市の実現 77.5億円
・※DXの推進 14.7億円

A

代理申請などの方法について検討し、多くの方に申請していただける制度にしていきたい。

〈委員会提出議案第1号〉

東広島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定します

○条例制定の経緯

令和4年12月に地方自治法が改正されるまでは、市議会議員による市からの請負は、議員個人の場合は全面的に、議員が取締役等を務める法人の場合は請負が業務の主要部分を占める法人に限り、禁止とされていました。この請負の禁止に抵触し、議会がこれを認知した場合、議員は失職することになっていました。ただ、請負の定義が地方自治法の中で不明確であること、個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていることが議員のなり手不足の原因になっているという指摘もありました。これらを踏まえた今回の法改正では、請負の定義が明確化され、各会計年度に支払を受ける対価の総額300万円までは個人の請負が可能となりました。このことを受け、市民の疑惑

を招くことのないよう、議員個人による請負の状況を市民に対し広く周知し、透明性を確保するため、公表する内容や方法を定める条例を制定しました。

○公表する内容

各議員が市から対価を得て請け負った取引ごとの次の事項

- ・ 請負の対象の役務、物件等
- ・ 契約締結日
- ・ 契約金額
- ・ 6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

○公表の方法

議会事務局窓口及び市議会ホームページ

○施行期日

令和6年4月1日（令和5年度の請負から適用）

〈議案第18号〉

東広島市乳幼児等医療費支給条例を一部改正します

○改正の要旨

さらなる子育て支援の一環として、通院に関する乳幼児等医療費の支給対象を、次の表のとおり拡大するとともに、受給資格者の要件から所得制限を廃止します。あわせて、名称を「子ども医療費」に変更します。

【通院時医療費の支給対象年齢】

現行	中学3年生の修了まで (0歳から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
改正	高校3年生の修了相当まで (0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

○施行期日

令和6年10月1日等

委員会での主な質疑

Q 公費負担を拡大することで子どもに対する保護者の責任が行政に転嫁されたような誤解が生じることが危惧されるため、保

護者の責任意識の醸成を考えていく必要があるのではないかと。

A ※ネウボラ等の取組みの中で、親子の関係を促進するような教室の開催などに引き続き取り組みとともに、受給者証を送付する際に啓発用のチラシを同封するなどの方法も考えていく。

Q 所得制限の廃止により、特にお金に困っていない方まで対象とすることとなるが、廃止する理由をどのように整理しているのか。

A 全国的な傾向や国の少子化対策の考え方、物価高騰による市民生活における負担増等を鑑み、広く市民の負担軽減を図るため判断したものである。本来は全国一律の制度であるべきという考えは変わっていないため、引き続き国・県にはしっかりと要望していきたい。

※ネウボラ

フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。

第3期東広島市教育振興基本計画を策定しました

〈議案第9号〉

○計画の概要

教育のICT化、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とその普及、人口減少という近年の課題等に対処するため、「DXの推進」、「地域共生」、「過疎化・少子化」を新たな視点として、本市の教育環境を取り巻く課題への施策を展開します。計画期間は、令和6年度から5年間です。

委員会での主な質疑

Q コミュニティ・スクールの推進にあたり、教育委員会として地域との連携をどのように進めていくのか。

A 地域の人や保護者など様々な関係者で構成される学校運営協議会で何ができるか熟議していく。そのためにもそれぞれの参画意識、役割意識を高め、率直な思いを話し合える学校運営協議会にしていく必要がある。

市街地が無秩序に広がらないよう開発可能区域を明確にしました

〈議案第23号〉

○議案の内容

本来は市街化を抑制すべき市街化調整区域において、※50戸連たん制度により限定的に開発等を認めています。現在の制度では、新しい開発地の建物を元に新たな開発が可能になり、市街地が無秩序に広がる現象が生じる恐れがありました。

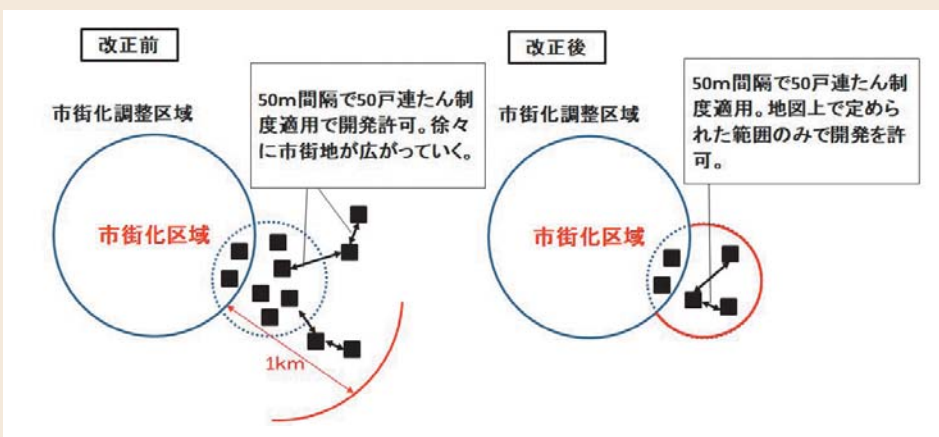
国の指導により、現在の条件による区域の指定から、地図上で区域を明確に指定するように条例の内容を改めるものです。

委員会での主な質疑

Q このたびの区域の明確化は国の指導によるもので、一定の理解はするが、一方で今後も高まることが予想される本市の開発ニーズに、どのように対応するのか。

A 区域設定については今後一切

見直しを行わない訳ではなく、社会情勢の変化や開発状況等を踏まえながら、必要に応じて見直し等も検討していく。



※50戸連たん制度

市街化区域の周辺で、概ね50以上の建物が連たんする地域のうち、条例で指定する区域において、一定の開発等を認める制度